

幼児教育・保育無償化のお知らせ

幼児教育・保育無償化とは

幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。
保育園・認定こども園の2・3号認定を受けている場合、基本の保育料は既存の「子ども・子育て支援制度」で対応します。以下のとおり、対象となるお子さまは保育料が無料となります。

保育園・認定こども園
利用者(2・3号認定)



教育・保育支給認定(3～5歳児クラスのお子さま)

基本の保育料が無料になります

※ 年度の途中で3歳になったお子さまは対象外となります。

教育・保育支給認定(0～2歳児クラスのお子さま)

市民税が非課税の世帯のみ基本の保育料が無料になります

※ 課税世帯は市民税所得割額に応じて保育料がかかります
(裏面にて詳細)

給食費の無償化について

令和5年4月より、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、給食費が無料となります。ただし、広域利用児童の給食費(3歳以上児クラス)については、次の表のとおりとなります。

	対象者	利用施設	給食費
広域利用児童	網走市民の方	網走市外	無料
	網走市外の方	網走市内	利用施設が設定する額

延長保育料について

標準時間認定	短時間認定
18:30～19:00 100円/回 ※18時半以降は市立保育園では実施していない	7:30～8:30 100円/回 16:30～17:30 100円/回 17:30～18:30 100円/回 18:30～19:00 100円/回 ※18時半以降は市立保育園では実施していない

無償化後にかかる費用について

保育料	→	3～5歳児クラスのお子さま および 0～2歳児クラスのお子さまのうち市民税非課税世帯の保育料が無料になります
給食費	→	全ての方が無料になります
延長保育料	→	無償化の対象外となります
入園時の諸費用 行事費・教材費等	→	無償化の対象外となります

●保育認定（2号・3号認定）を受けた子どもの保育料と給食費

階層 区分	課税状況 (金額は市民税所得割)	世帯区分	0・1・2歳児クラス(3号) ※ 年度途中で3歳になってもこちらを適用 保育料(円/月) ※ 給食費は保育料に含まれておりません【給食費無償化】						3歳以上児クラス(2号)			
			標準時間			短時間			保育料		給食費	
			第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	標準 時間	短時間	主食	副食
A	生活保護世帯	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	無料 (0円)	無料 (0円)		
B	市民税非課税(均等割0円)	すべての世帯	0	0	0	0	0					
C1	市民税均等割のみ課税	その他世帯	9,500	0	0	9,300	0	0				
		ひとり親・障がい児(者)在宅世帯等	500	0	0	400	0	0				
C2	0円 ~ 48,600円未満	その他世帯	12,000	0	0	11,800	0	0				
		ひとり親・障がい児(者)在宅世帯等	1,500	0	0	1,500	0	0				
D1	48,600円以上 ~ 51,000円未満	その他世帯	14,500	0	0	14,100	0	0				
		ひとり親・障がい児(者)在宅世帯等	1,500	0	0	1,500	0	0				
D2	51,000円以上 ~ 57,700円未満	その他世帯	18,500	0	0	18,100	0	0				
		ひとり親・障がい児(者)在宅世帯等	1,500	0	0	1,500	0	0				
D3a	57,700円以上 ~ 72,000円未満	その他世帯	18,500	0	0	18,100	0	0				
		ひとり親・障がい児(者)在宅世帯等	1,500	0	0	1,500	0	0				
D3b	72,000円以上 ~ 77,101円未満	その他世帯	22,500	0	0	22,100	0	0				
		ひとり親・障がい児(者)在宅世帯等	1,500	0	0	1,500	0	0				
D3b	77,101円以上 ~ 97,000円未満	すべての世帯	22,500	0	0	22,100	0	0				
D4	97,000円以上 ~ 117,000円未満	〃	29,000	0	0	28,400	0	0				
D5	117,000円以上 ~ 141,000円未満	〃	33,000	0	0	32,400	0	0				
D6	141,000円以上 ~ 169,000円未満	〃	37,000	0	0	36,400	0	0				
D7	169,000円以上 ~ 225,000円未満	〃	47,800	20,150	0	46,900	19,700	0				
D8	225,000円以上 ~ 264,000円未満	〃	49,000	20,750	0	48,100	20,300	0				
D9	264,000円以上 ~ 301,000円未満	〃	53,500	23,000	0	52,600	22,550	0				
D10	301,000円以上 ~ 329,000円未満	〃	59,800	26,150	0	58,600	25,550	0				
D11	329,000円以上 ~ 361,000円未満	〃	66,100	29,300	0	64,900	28,700	0				
D12	361,000円以上 ~ 397,000円未満	〃	72,500	32,500	0	71,300	31,900	0				
D13	397,000円以上	〃	96,500	44,500	0	94,900	43,700	0				

- ① 「幼児教育・保育無償化」の制度により3歳未満児クラス(3号)で市民税非課税世帯(上記の表中、B階層まで)の子どもおよび3歳以上児クラス(2号)の子どもについて保育料が無料になります。
- ② 同一世帯において小学校就学前の幼稚園、保育園等を利用している子どもが2人以上いる場合、その範囲内で最年長の子どもから順に2人目が第2子として、3人目以降については第3子として取り扱います。
- ③ 3歳未満児クラス(3号)の子どもで市民税所得割169,000円未満の世帯(上記の表中、D6階層まで)については、兄弟のカウントにおける年齢制限の撤廃(小学生以上の兄弟もカウントします)さらに、保護者と生計を一にする子どもを含めて、最年長の子どもを第1子とし、順に数え、第2子以降については、保育料が無料になります。